

平成22年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成22年11月26日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第54号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第 6 議案第55号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 発議第12号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
日程第 9 発議第13号 国土交通省北海道局の存続を求める意見書
日程第10 発議第14号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書
日程第11 発議第15号 メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	総務企画財政課長	寺澤哲也君
総務企画財政課参事	佐藤行広君	税務課長	野理幸文君

町民生活課長	五十嵐 勝彦 君	保健福祉課長	渡辺 憲爾 君
保健福祉課長補佐	堺 昇司 君	地域包括ケア支援センター課長	斉藤 健治 君
環境管理課長	川端 達也 君	建設水道課長	高橋 力也 君
建設水道課長補佐	石岡 章 君	学務課長	太田 洋二 君
社会教育課長	中田 靖 君	郷土資料室長	涌坂 周一 君
診療所事務長	工藤 勝利 君	診療所事務課長	対馬 憲仁 君
会計管理者	嶋 勝彦 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 久保田 誠 君 次 長 大沼 良司 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島讓二君及び4番小野哲也君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月17日、東京都において開催されました第54回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第3回羅臼町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、全議員の御出席をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

開会前に、山下議員に対しまして、長年にわたる議員活動に対しての総務大臣の感謝状を受けられた旨のお祝いを贈られたことに対する伝達が行われました。心からお祝いを申し上げますとともに、長年にわたる活動と功績に対しまして、深甚なる敬意を表する次第でございます。今後とも、町政発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。大変おめでとうございます。

お許しをいただきましたので、行政報告を1件させていただきます。

国保診療所所長の今後の勤務についてであります。竹内實前所長の後任として勤務していただいております手塚誠所長につきましては、平成22年7月1日から平成23年6月末までの1年という約束でございますが、間もなく丸5カ月になろうとしております。この間、羅臼町の地域医療の実情を御理解の上、献身的に医療にかかわっていただき、患者や町民皆様から大変いい先生に来ていただいたと感謝の言葉も多く寄せられているところでもございます。私といたしましても、契約は1年ということではありますが、少しでも長く勤務していただけるよう手塚所長をお願いをしてまいったところでございます。

先般、手塚所長より正式に、新診療所の改築もあることから、羅臼の医療が落ちつくまでの間、勤務していただけるとの御返事をいただいたところでございます。大変ありがたいことであり、所長のこの思いを大切に受けとめ、今後も当町の地域医療を担う常勤医師の複数化実現に向け、引き続き最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、委員各位におかれましても何とぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第54号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第54号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第54号でございます。平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございますけれども、この予算につきましては、診療所改築に伴う22年度分の補正でございます。22年、23年、24年と複数年にわたるわけでございますけれども、このことに関しましての補正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、この後、提出が予定されております議案第55号、56号につきましては、国家公務員に対する人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正と、それに準じた議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定でございます。

内容につきましては、担当部課長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） それでは、議案1ページをお願いいたします。

議案第54号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,472万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条は、継続費の補正でございます。継続費の追加は、「第2表 継続費補正」によるものでございます。第3条は、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、7款1項町債7,300万円を追加し、7,300万円。歳入合計7,300万円を追加し、3億5,472万1,000円となるものでございます。

3ページでございます。

歳出、1款総務費1項総務管理費7,300万円を追加し、1億3,811万7,000円。歳出合計7,300万円を追加し、3億5,472万1,000円になるものでございます。

4ページでございます。

第2表、継続費補正。

追加でございます。1款総務費1項総務管理費、事業名は診療所改築事業でございます。

す。総額は6億5,672万9,000円で、期間は平成22年度から平成24年度までの3カ年、年割額の事業費につきましては、それぞれ平成22年度が7,300万円、平成23年度は、?体、内外装、電気機械設備工事や2期解体工事、工事監理委託費、備品購入費などで5億3,535万5,000円。平成24年度は、?体、電気機械整備工事、外構工事などで4,837万4,000円となるものでございます。

なお、年割額のうち、平成22年度分の7,300万円につきましては、このたびの補正予算で追加をさせていただきますが、平成23年度分、平成24年度分につきましては、それぞれ当初予算の計上を予定しているものでございます。なお、継続費につきましては、参考資料の1ページ、資料1、羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計の継続費に関する調書を後ほどお目通しいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。

追加でございます。起債の目的は、診療所改築事業債でございます。なお、過疎対策事業債として借入れを予定しておりますので、その元利償還金の70%が後年度に地方交付税として措置されることになっております。限度額は7,300万円でございますので、借入額のうち約5,000万円程度は地方交付税として措置されることになるものでございます。起債の方法は、証券借入または証券発行でございます。利率は5%以内でございます。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。7款1項町債1目診療所事業債に7,300万円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の補正額の財源を町債に求めるものでございます。なお、本款は新設するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費1項総務管理費2目診療所建設費7,300万円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所改築事業に要する経費を増額するものでございますが、現在進めております診療所改築事業のうち、1期解体工事、既設診療所の改修工事、新診療所のくい工事、基礎工事、工事管理委託料など、平成22年度に実施する事業に応じた分といたしまして、羅臼町国保診療所改築工事監理委託料52万円と羅臼町国保診療所改築工事費7,248万円を合わせて7,300万円となるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、11月22日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますので御報告申し上げます。

続きまして、診療所改築事業の概要につきまして、別冊の関連資料により御説明をさせていただきます。

別冊、羅臼町国民健康保険診療所改築事業関連資料の1ページをお願いいたします。

1、国保診療所建設の推進についての(1)設計及び建設関連行程についてでございます。

平成21年12月10日から基本設計を開始し、平成22年10月29日には実施設計が終了いたしました。今後の工事の予定につきましては、解体工事及び本体工事の入札などを経て工事着工となり、平成24年4月1日の新診療所開設に向け工事を進めていくものでございます。

続きまして、(2)年次別工事内容でございます。

平成22年度は、主に解体工事及び本体工事に着工、平成23年度は本体工事として? 体工事、電気機械設備工事等、平成24年度は浄化槽設置に伴う電気機械設備工事や外構工事等となっております。

2ページをお願いいたします。

工事の工程表につきましては、さきに御説明させていただきました内容につきまして、診療所開設までの行程を図にあらわしたものでございますので、御参照願えればと思います。

3ページをお願いいたします。

(3)診療所面積比較表でございます。下段の合計床面積で御説明申し上げます。既存診療所の1,793.34平方メートルに対しまして、実施設計では1,738.03平方メートルとなり、55.31平方メートルが少なくなっております。主な変更点といたしましては、基本設計時には厨房が地階に配置されておりましたが、排水処理に係るランニングコスト等を抑えることに加えて、町民からの御意見等を反映した形で2階に配置したことや、48床から19床になったことなどにより面積が小さくなっております。また、待合室にゆとりを設け、外科処置室、救急処置室を新設いたしました。CT室も所定の面積を確保するため広くなっております。病室は、既存診療所より若干広目となっております。機能訓練室も、リハビリ機能の充実を考慮し広くいたしました。既存診療所では不要となりました病室を会議室に変更しておりましたので、会議室の面積がかなり小さくなっております。また、医師の勤務環境の改善を図るため、医師室、医局、宿直室を新設し充実させております。

4ページをお願いいたします。

(4)の建設費についてでございます。建設費の内容といたしましては、工事費、備品購入費、委託料となっております。工事につきましては、コスト及び工程管理、地元業者の発注受注機会確保などから、1期解体工事と本体工事の2本に分けて発注したいと考えております。1期解体工事は、平成22年度の単年度事業となり、工事費は5,000万円となります。本体工事は、平成22年度から平成24年度の3カ年の工事となり、総工

事費は4億6,079万3,000円で、各事業年度の工事費は、出来高部分に対しての支出となり、平成22年度は2,248万円、23年度は3億9,103万6,000円、24年度は4,727万7,000円となります。工事費の合計といたしまして、総工事費は5億1,079万3,000円、平成22年度は7,248万円、平成23年度は3億9,103万6,000円、平成24年度は4,727万7,000円となるものでございます。

続きまして、備品購入費でございますが、診療所が24年度開設となることから、平成23年度での購入を予定しております。事業費は1億3,525万6,000円となります。なお、詳細につきましては、後ほど(5)の備品購入費についてで御説明をさせていただきます。

続きまして、委託料でございますが、既に、基本設計、地質調査、実施設計の合計3,282万3,000円の執行を終えており、本体工事の工事監理委託を平成22年度から平成24年度までの3カ年で考えております。工事監理委託料は1,068万円で、本体工事同様、出来高部分に対しての支出となり、平成22年度は52万円、平成23年度は906万3,000円、平成24年度は109万7,000円となります。委託料の合計は、執行済み事業も含めまして4,350万3,000円となります。工事費、備品購入費、委託料を合計いたしまして、総事業費6億8,955万2,000円となります。各事業年度の支出額は、平成21年度は3,282万3,000円、平成22年度は7,300万円、平成23年度は5億3,535万5,000円、平成24年度は4,837万4,000円となります。

続きまして、財源内訳でございます。平成21年度の執行済み事業3,282万3,000円につきましては、全額一般財源となっております。平成22年度事業費7,300万円につきましては、すべて地方債となります。平成23年度事業費5億3,535万5,000円につきましては、地方債2億5,960万円、補助金5,822万5,000円、一般財源は2億1,753万円となります。なお、一般財源の2億1,753万円につきましては、町内外の皆様からお寄せいただきました寄附金を充当させていただき予定をしております。

平成24年度事業費4,837万4,000円につきましては、地方債4,780万円、一般財源57万4,000円となります。合計いたしまして、総事業費6億8,955万2,000円のうち、地方債3億8,040万円、補助金5,822万5,000円、一般財源2億5,092万7,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

(5)の備品購入費について、①備品購入一覧表でございます。診療所の改築にあわせて整備を予定しております備品につきまして、各部門ごとに主な整備予定品目を表にまとめたものでございます。なお、現時点での予定でございますので、来年度の実施段階におきまして変更が生じる可能性があり得るものでございますことを御理解いただければと思います。

X線設備では、CTスキャナーの入れかえに加え、一般撮影機及びX線テレビの移設を行い、撮影した画像のデジタル化を図るとともに、画像管理システムの導入を予定しているものでございます。薬局設備については、散薬調剤台などを予定しております。検査設備では、医療テレメーターやベッドサイドモニターなどを予定しております。機能訓練設備では、全身運動用マットやスチールバンドなどを予定しております。酸素吸入設備では、壁かけ式吸引機や壁かけ式湿潤器などを予定しております。厨房設備では、自動食器洗浄機やスチームコンベクションなどの導入を予定しております。なお、熱源をガスから電気へと変更を予定しているものでございます。事務設備では、地下書庫の移動ラックや待合いロビーチェア、カルテの保管棚などを予定してございます。その他では、カーテンやハンディナーズスコール、テレビなどを予定しているものでございます。

続きまして、②の備品の利活用についてでございますが、基本的な考えとしまして2点考えてございます。1点目は、利用可能なものについては、原則として利用していくことを基本としてございまして、2点目は、処分が必要なものについては、学校備品の取り扱いに準じて処分方法等を検討するという内容でございます。この基本的な考え方にに基づきまして、以下の五つの区分に該当する備品を分類し、それぞれ主な備品を表にまとめたものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

なお、このことにつきましては、現時点での予定でございますので、来年度の実施段階におきましては変更が生じる可能性がありますことを御理解いただければと思います。

続きまして、6ページから10ページまでの診療所経営収支、維持管理コスト、診療体制につきまして、あわせて御説明をさせていただきます。

まずは6ページ、(6)の診療所経営収支についてでございます。

試算の基礎的数値と診療体制等につきまして、前提条件として19床の有床診療所、24時間救急対応、公設公営で行った場合の試算でございます。なお、診療体制につきましては、10ページの右端、平成24年の欄の医療スタッフ、外部委託の内容で試算しているものでございます。

6ページでございますが、①収支実績計画でございますが、総収益は大きく分けまして、本来業務の医業収益と補助金や地方交付税などの医療外収益からなっております。総費用につきましては、本業の医業費用の部分と起債に係る償還金、元本の利息などの医療外費用に区分してございます。

まず、本来業務の医業収益の部分から御説明をさせていただきます。

予定しております医業収益につきましては、7ページの業務実績予定量に基づく業務予定によりまして試算しました結果、6ページの2行目になりますが、平成24年度が2億9,237万1,000円、以降増加し、平成27年度以降、3億5,435万1,000円を見込んでいます。また、医療外収益につきましては、地方交付税の額が24時間救急対応により、約3,300円程度増加することになり、平成24年から26年までに9,000万円台で推移するものと思われま。また、平成27年度から診療所

への転換に係る特例措置がなくなることから、3,3000万円の減額となり、6,300万円程度になる見込みでございます。平成29年度以降は、過疎債の元金の返還が始まり、元利金の7割が地方交付税で措置されることから増額し、7,100万円程度を見込んでいます。

次に、医業費用について御説明いたします。

給与費は、平成24年度からフルスタッフの person 費で計算しております。24年度以降、およそ2億8,900万円で見込んでおります。材料費その他の経費につきましては、患者の増加により費用が増加するものについては、患者数の増加割合を考慮し試算を行っております。医業外の費用につきましては、過疎債3億8,040万円、償還金元本と利息を計上しております。このような試算を行った結果、経常収支は赤字となりますが、平成24年には7,912万5,000円、以降、26年まで減少しますが、27年以降増加し、29年6,931万4,000円のマイナスとなる見込みでございます。交付税の相当額を収入に含めない場合に必要一般財源からの繰入額は、欄外のとおりでございます。平成24年度は1億6,919万9,000円となっており、27年までの診療収入の増加により赤字幅は減少し、27年では1億2,853万7,000円と見込まれるものでございます。なお、元金の返済の本格的となる29年度には増加し、1億4,073万9,000円のマイナス、以降、同様に推移すると見込んでおります。

続きまして、8ページ、(7)の施設及び機器維持管理コストにつきましてもの説明をさせていただきます。

まず、①の施設維持管理コストのうち光熱水費につきましては、現在の設備については乾燥室に重油暖房設備が電気、厨房がガスを使っておりますが、新しい施設では温泉熱を利用した設備に変わります。このことから、重油ガスの使用料はなくなりますが、逆に温泉利用料306万1,000円が新たに追加されております。光熱水費の合計は、平成24年度1,386万円、以降、患者数の増加に伴いまして増加傾向になっております。平成27年から29年度まで、光熱水費は約1,452万5,000円と見込んでおります。また、暖房電気の保守点検委託料等の維持管理経費につきましては、ごらんとおりとなっており、光熱費と設備維持経費の合計は、一番下の行になりますが、平成24年度が1,862万2,000円、28年から29年は2,018万7,000円と見込んでおります。また、今後見込まれる医療機器の保守点検委託料、リース料等につきましては、9ページの②医療機器保守点検等委託料のとおりとなっております。医療機器の保守点検料につきましては、新たに増加する大きなものとして、新規に導入しますCTの保守点検料が平成25年度以降、793万8,000円を見込んでおり、保守点検委託料の合計は、平成24年度910万3,000円、平成25年度1,300万円程度を見込んでおります。このほか、医療用機器の使用につきましては、③医療機器使用料のとおり、24年度以降、合計で約646万5,000円を見込んでいます。

11ページをお願いいたします。医療看護師等の人員確保についてでございます。

現在の人員と、10ページの右端の平成24年度の欄の人数との比較をしまして、不足となる人員を表にあらわしております、医師、看護師等の人数確保につきましては、各部門ごとの採用計画などを表にまとめたものでございます。全体としては、合計14名の不足人員となる見込みでございます。

次に、2の改築平面図等について御説明をさせていただきますので、図面のほうをごらんいただきたいと思っております。

図面別紙1は、パースでございまして、完成をイメージした絵になります。外観は、こういったようなイメージになるものでございます。

次の別紙2、1から2の3につきましては、それぞれ地階から3階までの平面図でございまして、主な内容につきましては、先ほど御説明申し上げました診療所面積比較表と重複いたしますので、割愛をさせていただきますと思っております。

次のページの別紙3の立面図につきましては、特に左上の山側と書いてあります立面につきまして、左側の正面玄関のひさしの柱部分に山からの風よけとして、ガラスブロックの壁を設置するものでございます。

次に、別紙4の1から4の5につきましては、先ほど御説明申し上げました年次別工事内容に沿ったものを図面であらわしたものでございます。

以上、説明が長くなりましたが、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

5番坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 町長にお伺いします。

この補正予算が可決されれば、12月から具体的な工事が、12月の中旬でしょうか、解体から工事が始まると。あと2年ぐらいにわたって粛々と工事が進んでいくと、こういうことになるのだろうというふうに思います。

私のほうから、この細かい数字の問題ではなくて、実際に工事が進むと町民の皆さんも、いよいよ診療所が新しく変わるのだなと、こういう意識を持つのだろうと思うのですが、どういうイメージで、どういう中身なのかということについては、実は、町民の多くはまだ知らせていない状況に現在ある。私は、このお話は何度か議会でもしたことがあると思うのですが、羅臼町の診療所の改築に当たっては、町民がみんな心を一つにする、要するに共有をしていい診療所にしようと。これが、実は後から来る、何かぐあいが悪くなったときには、自分たちの診療所にかかろうではないかと、こういうことにつながるのだろうと思うのです。そういう意味で、この計画をもう少し具体化した、町民向けにかみ砕いたお知らせみたいなものやっていく必要があるのではないかとということが1点。

さらに、もう一つ、自分たちの診療所だという意識を啓発・啓蒙するという立場で、私は全町民に、わずかずつでも構わないので浄財を求めたらどうかと、求め方はいろいろあるかもしれませんが、そういうふうにご考えております。また、ほかにもいろいろあるかもしれませんが、この辺について町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 以前から私は、みんなで作るみんなの診療所という言い方をいろいろな機会ですり上げてきたところでごさいます、そういう経過の中で、今こうして2億1,700万円という町内外からの浄財をいただいているところでもごさいます。したがって、きょうこの補正予算が議決していただければ、近々発行の広報によって、今、皆さんにお示ししている、要するに鳥瞰図も含めた計画を、詳細というわけにはいきませんが、おおむねそういう形でお知らせしてまいりたいというふうに思っているところでごさいます。

そこで、浄財の問題でありますけれども、この間、数年にわたってこれに取り組んできておりまして、事あるごとに広報で現時点における浄財は幾ら集まっているということでの感謝の言葉も含めながら、さらに浄財を求めているのだということについては、町民には理解していただいているのかなというふうに思っているところでごさいます。したがって、現実にそれが形になっていくとすれば、またさらに町民の皆さんからできる範囲の中でということは期待されるのかなと思っておりますので、これは私のほうから、積極的という言葉が適当かどうかわかりませんが、余り押しつけがましいような形でもって求めるというつもりはごさいません。それぞれが自分の思いの中でしていただければというふうに思っているところでごさいますので、これについてはいろいろな場面でまた皆さんに協力を求めていくメッセージを私なりに考えてまいりたいというふうに思っているところでごさいます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 私が意図して質問をしているのは、町民みんなで作る、町長おっしゃったようなことなのですが、町民一人一人が自分たちの診療所であるという意識を持っていただくということが大事だという意図でお話しているわけです。もちろん町長のほうから、全町民に募金をしろということは、それはとんでもない話なのですが、それも一つの方法として、それ以外にもいろいろあるかと思っておりますけれども、そういうことを12月に着工、これは可決されればの話ですが、その後いろいろ考えて、町民の皆さんにアクションを起こしていく必要があるということを申し上げて終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

3番高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 将来的には、私は診療所を改築することに反対ではありませんが、今まで議会でも何度も町長のお考えは聞いているのですが、私はやっぱり改築する前にすべきことがあるのではないかとこのように考えております。

既に我が町は、病院あるいは診療所が、時間外の救急、それから入院の受け入れを停止して約4年の歳月が流れております。私は、まず常勤医師を充足して、入院、時間外救急の受け入れを早く再開して、町民の皆様の不安感、不信感を取り除くことこそが診療所改

築の前にすべきことだと思いますが、改めてこのことを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの質問につきましては、過去に何度も同じ御質問をいただき、同じように回答しているというふうに思っております。したがって、その内容に全く現時点でも変わりはありません。現時点でも、診療所が先とか後ではなくて、常に複数化に向けてということは申し上げているところであります。したがって、現在の診療所であったとしても、改築がされなかったとしても、医師2名、あるいは外科医を含めて3名という医療スタッフの体制を整えば、再開ということは当然今も意識しているところでございます。したがって、改築が先だとか後という問題では決してありません。したがって、改築は議会の議決をいただければ、粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。したがって、改築ということには、その時点では3名の医師ということは、最低でもという思いはありますけれども、医師の医療スタッフをそろえてからということになったとするならば、それからの改築ということになれば、ますます今の時点ではなかなかそういう環境にないということも一つの判断の中にあるということも、改めて申し上げたいというふうに思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 私は、やっぱり町民の皆様の不安感、それから不信感を早く払拭させるということが町の努めだというふうに思っております。それから、ぜひ早く町民の皆様方の不安感を消していただくようお願いしたいと思います。それを先に回すべきだというふうに私は考えております。

もう一つ、例えば、指定管理者との話し合いがあったとします。しかし、まだ契約内容とかそういうことは、我々も町民の方たちもどういふふうな内容になるのかというのはわからないわけです。それが、例えばの話、これは考えたくないのですが壊れてしまう可能性だってあるわけです。ですから、そういうことが後になってどうだこうだとならないように、契約がきちっと確定したということで、その後、入院、救急の受け入れができて、決まった先生たち、あるいは指定管理者、町民の方々の意見を参考に、お医者さんがここは働きやすいな、患者さんにとっても使い勝手がいい、電子化、ITネットワーク化を考慮した、未来を見据えたよりよい診療所にすることが、私は無駄のない合理的な考えであろうと考えております。

現在の診療所は老朽化しておりますが、ここ一、二年で使用に耐えないという状況ではありません。また、改築のための補助金に関しても期限があるわけではありません。したがって、改築を急ぐ理由が私には見当たらないのでございます。とにかく私は、診療所建築は常勤医師がきちんとそろった、または指定管理者が契約を確定されたという後で、それぞれの先生たち、指定管理者、町民の皆様方の意見を参考につくったほうがいいのではないかとこのように思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

8番山下崧君。

○8番（山下 崧君） 今回、診療所建設について、これは私も総論で賛成したいと、まず総論では賛成なのですけれども、これからどういうスタイルになるのか、先ほどほかの議員からもそんな質問がありましたけれども、それも私は何回も町長には質問をしています、医療ビジョンというのはどうなのかというようなお話をしたことがあるのですけれども、町民にもっとわかりやすく、今度、新しく診療所を改築されたときには、こういう医療を目指すのですよということをきちんと公開すべきだと。それと、先ほど事務長から診療体制について説明がありましたけれども、これはあくまで外部委託というふうに、先ほど事務長は委託としての計算というふうに言われたようなのですけれども、もう一度その確認で、私の聞き方が間違っているのかどうかわかりませんが、これについての考え方をまず聞きたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問、2点あったと思いますけれども、1点目の目指すべき方向ということにつきましては、医療ビジョンという形の中で示させていただいておりますし、町民の皆様にもそういうことは示しているというふうに思っておりますが、具体的な問題としては、今まで特別委員会の中で随分議論もいただいたということでございますので、町民を代表する皆さんの、この14回にわたる特別委員会の議論を通じながら、私なりの思いもお話しさせていただき、また、議員からもいろいろと御質問があったところでございます。したがって、繰り返しになりますけれども、医療、あるいは保険福祉と連携したところの地域包括ケアということを進めていくと。中央から離れている遠地にあるこの地域医療という観点から、我が町が果たすべき医療サービスということ、そして近隣の医療機関等々と連携をしなければ、住民の医療サービスが完結しないという、そういうような特殊事情も含めながら、地域包括ケアということで今後も進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

2点目のことにつきましては、先ほど事務長が説明した、総体的にあくまでも公設公営ということでございますので、見えている部分については、一部、事務部門については委託ということがありますが、あくまでもこれは公設公営でやった場合ということでの説明ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下 崧君） 今、町長からお話ありまして、遠地でということが、私も何回もこれ質問しているのですけれども、住民にとってやはり医療というのは、極端な言い方をするとつい住みかのよりどころなのですよ、最後は。そういうハードな面とソフトな面があって、改築では、私は個人的に本当によかったなと。ですが、実際に今これからやろうとしていることを、もっと町民にPRをしてもいいのかなということ町長にもう一度

確認させていただきたいのですけれども、何回も特別委員会を通じて、こんな医療を進めたい、包括ケアとか福祉施設の問題、これは当然、羅臼が遠地であるだけに私も心配するのです。そういったことが、町長は進めている今のこの改築については、粛々と22年から24年まで完成を目指して、これはこれで私も賛成したいと思います。しかしながら、大事なことは先ほど言ったように住民の意識の問題なのです。それが、どういう形で住民と行政と議会と対話ができ、本当によかったなど、みんなこの診療所については、町民だって等しく私は喜んでいと思うのですよ。喜んでいながらも、それが今までの過去の悪いデータがありまして、町民が随分医療に対する不信感というか、それがあると思うのです。そういったことを払拭する努力を今以上にやっていただいて、今、町長から、診療体制についてはそういう形でやろうと。だけれども、将来的にはどういう経営になるか、まだ先のことはわかりませんが、いずれにしても町民が安心できる医療を目指していただきたいと、私はその願いを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 御指摘のとおり、今まで町民が安心できなかったという一つの中には、医療スタッフも含めてなかなか安定していなかったということもあると思います。したがって、これは医師がこの数年間でかなり交代したということもある中で、いろいろ事情があったにせよ、最終的には私の責任だというふうに思っておりますので、そういうことをなくして、町民に安心して医療にかかっていたらと、医療サービスを受けられるということの中で、今後そういうソフトの部分、そして今お願いしている改築の部分ということで、両輪で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

2番田中良君。

○2番（田中 良君） 先ほど来、町長から答弁があったことにつきまして、1点、ソフトの面で町長のお考え方を聞きたいと思っております。

先ほど町長が、医師につきましては粛々と今後も要請していくというお話で、24年度、診療所を改築した暁には、そのスタートで、先ほど事務長が説明いたしましたスタッフでやりたいという旨をお聞きしました。その点につきまして、ソフト面の関係で、先般の常任委員会でも各部署のほうから、できる限り町内の人材を生かしたいというお話がありました。その点につきまして、14名ほど今不足していると思われるのですけれども、その辺のスタッフの採用方法を町長にお聞きしたいと思うのですが。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 基本的には、当然、町内にいる有資格者の問題、資格がなくても人材として、スタッフとして担ってもらえる部分があるかどうかも含めながら、そういう人材については町民を優先的にということを中心に考えていきたいというふうに思っております。

ございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私たちの町にも高校生がおりますし、町長が今おっしゃったように、町内で有資格者が十数名ほどいると聞いております。ぜひ再雇用とかいろいろなことを踏まえながら、町長のほうからもお願いしていただいて、よりいい、町民に優しい医療スタッフという形で、顔見知りの安心して診療所に行けるようなスタッフ体制をとっていただきたいと思うので、ひとつ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第5 議案第54号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時5分まで休憩します。11時5分、再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第55号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第55号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第55号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定

する。

10ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正につきましては、平成22年度の人事院の給与勧告に基づき、これを尊重し改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、議員の期末手当の改正でありまして、6月に支給する期末手当「100分の120」を「100分の115」に、12月に支給する期末手当「100分の145」を「100分の130」にそれぞれ改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行する。また、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例として、羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第6条第2項の規定の運用については、平成22年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」とする。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第55号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第56号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第56号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、平成22年度の人事院の給与勧告に基づき、これを尊重し改正をお願いするものであります。

ここで、人事院勧告による給与改定の主な概要を説明いたしますので、参考資料の2ページ、資料2をお願いいたします。

まず、民間格差についてであります。人事院では、月例給につきましては、マイナス757円とし、率といたしまして0.19%のマイナスとしております。また、ボーナスにつきましては、民間の年間支給割を3.97カ月としております。

次に、人事院勧告の内容であります。俸給表につきましては、基本的に同率の引き下げで、平均改定率マイナス0.1%とするが、初任給を中心に、若年層の一部を除き、1級から3級の引き下げは行わないこととしております。

次に、期末勤勉手当の改正であります。年間支給月数を、民間の年間支給割に見合うよう0.2カ月分引き下げるものとしております。なお、一般職員、議員及び特別職の期末勤勉手当の改正を表にして記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、実施時期についてであります。給与改定につきましては平成22年12月1日から実施いたしますが、4月から改訂前までの期間に係る年間給与の民間格差相当分を解消するため、12月の期末手当の額について所要の措置を講ずることとしております。

以上、人事院勧告の給与に伴う主な概要を説明いたしました。

議案の12ページにお戻り願います。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

まず、第20条の2項は、職員の期末手当の改正であります。6月の期末手当「100分の125」を「100分の122.5」に、12月の期末手当「100分の150」を「100分の137.5」にそれぞれ改めるものであります。

次に、第20条の第3項は、再任用職員の期末手当の改正でありまして、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の85」を「100分の80」に改めるものであります。

次に、第21条第2項第1号は、職員の勤勉手当の改正でありまして、「100分の70」を「100分の67.5」に、また、再任用職員については「100分の35」を「100分の32.5」にそれぞれ改めるものであります。

次に、平均改定率、マイナス0.1%に改正された給料表を議案の12ページから18ページにかけて記載しております。

議案の18ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

4項につきましては、給与の切りかえに伴う経過措置で、「100分の99.76」を

「100分の99.59」に改めるものであります。

次に、附則の第1項として、この条例は平成22年12月1日から施行する。附則の第2項として、職員の給与に関する条例、第20条第2項及び第21条第2項の規定の運用については、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に限り、第20条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。第21条第2項第1号中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とし、同項第2号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」とする。

附則の第3項は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、平成22年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、住宅手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、4月から11月までの8カ月間を乗じて得た額と6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額の合計額を調整額として、平成22年12月支給の期末手当より減ずることとしており、附則の1号、2号はこれを条文化したものであります。また、附則の第4項は規則の委任事項で、この特例措置に関し必要な事項は規則で定めるとしてあります。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

5番坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 今般の人事院勧告による引き下げなのですが、今の100分の85とか80というのは、なかなかわかりにくいというのがあるのですが、調べてみたら、今回実施されるもので、20代で約3万円、年収で、40代で約7万5,000円ぐらいですか、50代で約8万円の減額になると、こういうことです。人事院勧告ですから、これを反対だからやらないということにはきっとならないのだろうというふうに私は思いますが、実は、よくよく考えてみますと、我が町の職員の賃金のカットは8%が独自縮減ということで、この間ずっと続いてきているわけです。そういう意味では、今回の人事院勧告の引き下げを、独自縮減を変更することによって、わずかずつでも緩和をするという措置がとれるのではないかというふうに思っておりまして、この点について、町長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

なぜそういうお話をすることなのですが、町職員の多くは毎日必死になって自分の職場で働いているのだろうというふうに考えております。よく財政が厳しくなったら、役場職員の賃金を下げると、カットするとか、リストラとか、そういう話になるのですが、私は、そう単純に町職員の賃金を下げることについては、反対を是とはしておりません。もちろん必要な儉約、削減というのはあろうかと思ひますが、そういうふうには考えておりません。

今回のように、8%が継続して、さらにまた人事院勧告で下げるということになると、羅臼町における最大企業の収入が減るということは、実はもっと広い意味でとらえると、地域経済に与える影響だって出てくるはずなのです、そういう意味で言えば。もっと言うならば、民間の賃金が引き下がるということにもつながるやもしれない。そういう問題があるわけですから、そのところを町長どうお考えになるか。ポイントは一つです。今回、この間ずっと人事院勧告は下げ続けていっていますから、不況ですから。緩和するために、8%の独自縮減、固定化しているように見えますが、これを今回はともかくとして、以降どういうふうにお考えになっているか、お話を聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 質問の要旨は一つだと思いますが、私は二つに考えたいと思います。

一つは、人事院勧告、これはあくまでも今日まで、職員側にとってプラスであろうマイナスであろう、これは尊重してきたということでありますので、今回もそれについては、人事院勧告どおり粛々として進めさせていただくということで、きょう提案を申し上げているところでございます。

一方、独自削減の問題でありますけれども、これについては10%削減ということで、昨年まで職員の理解をいただきながら実施していたところであります。したがって、我が町における財政的な危機的な状況という中で、結果としてそういうことも含めながら、赤字再建団体にならないような形でもって回避できたということ、これもまた職員の人件費が大きくウエートを占めているということも事実であります。したがって、本年の4月から8%ということで、2%は一応戻したわけではありますが、引き続き組合のほうからは、この独自削減についての交渉といいますか、もとに戻してくれという要求は当然あることでありまして、これについては現在職員と協議中であります。したがって、これについては、この人事院勧告はことしの4月ということではありますが、独自削減については年度年度ということでもありますから、来年の4月以降ということになりますので、この人事院の削減と独自削減を絡めてということには考えておりません。あくまでも人事院勧告は人事院勧告、独自削減は独自削減の分ということで、今後、職員組合と協議してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号職員の給与に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第56号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第12号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 発議第12号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第12号羅臼町議会会議規則の一部を改定する規則改定について。

羅臼町議会会議規則（平成2年規則第8号）の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年11月26日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同佐藤晶、同鹿又政義。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則。

羅臼町議会会議規則（平成2年羅臼町規則第8号）の一部を次のように改定する。

目次中「第16章補則」を「第16章議員の派遣、第17章補則」に改める。

第118条を119条とする。

第16章を第17章とし、第15章の次に次の1章を加える。

第16章、議員の派遣。

（議員の派遣方法等）

第118条、法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2、前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附則、この規則は公布の日から施行する。

理由、地方分権時代を迎え、地方公共団体の自主運営が求められる中、議会の役割もますます高まってきているため、従来の議員活動に加え、議会として、調査、研修等の活動を活性化させ、調査機能や議員研修の充実を図り、議会の活性化を図るため。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで質疑を終わります。

これから、発議第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第12号町議会会議規則の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 発議第12号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第13号 国土交通省北海道局の存続を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第9 発議第13号国土交通省北海道局の存続を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第13号国土交通省北海道局の存続を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく湊屋稔、同じく山下崧。

国土交通省北海道局の存続を求める意見書。

北海道は、都市間距離が長く広域分散型社会という地域特性を有しており、高速交通ネットワークや道路網の整備など、社会資本の充実は地域住民の生活向上や地域の発展に欠かすことができない。

北海道の開発は、我が国経済の復興や食糧の増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題解決に寄与することを目的に推進されてきたところである。

平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合計画」には、アジアや世界と競争し得る高品質な農水産品の供給力強化や競争力の強化、自然資源を活かした観光の振興などにより、北海道が我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献することを期待すると明記しているほか、高速交通ネットワークの強化、防災体制の推進がうたわれており、これらが国のもとで確実に履行されると信じているところである。

そうした中、国土交通省が本年度において本省の再編を行い、北海道局廃止という報道が北海道民に衝撃と困惑を与えている。

北海道は、社会資本整備がおくれており、北海道開発予算の一括計上と直轄・補助事業に対する北海道特例措置といった北海道開発の枠組みは、今後も堅持されなければならない。

北海道局の廃止は、財政力が脆弱な地方の切り捨てにつながる大問題であり、北海道開発の比重が低下することが予測される。これ以上の公共事業の削減は、北海道内の景気がさらに低迷する事態に陥ることが危惧される。

よって、政府においては、道内市町村の意見を尊重し、真に北海道の活性化となるよう下記の事項について強く要望するものである。

記。

1、北海道の経済に与える影響の大きさを考えると、北海道局の廃止は反対である。

2、北海道開発予算の一括計上、北海道特例措置を堅持し、北海道開発事業を推進する体制を維持すること。

3、活力ある地域経済社会をつくり、安全・安心で快適な暮らしを実現するため、また、地域間格差を広げないために必要な基盤整備を行う公共事業予算をこれ以上の削減を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年11月26日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 発議第13号国土交通省北海道局の存続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第10 発議第14号 TPP交渉への参加を行わないよう求める
意見書

○議長（村山修一君） 日程第10 発議第14号TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 発議第14号TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、湊屋稔。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく山下崧、同じく田中良。

TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書。

世界的に食料需要が増大し食料輸出国における輸出規制などにより、食料供給不安定要素が増す中で、国は本年3月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を50%に引き上げることとし、また、先日開催されたAPEC食料安全保障大臣会合は「地域内の食料増大等を図り、世界的な食料不足に柔軟に対応できる不安のない食生活を保障していく」ことを宣言した。

北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、本道水産業においても全国の約2割弱を生産するなど、国民への食料安定供給を図り、食料自給率の向上に寄与している。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農水産業・農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められている。しかしながら、我が国が参加を検討しているTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、原則100%関税撤廃とされており、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きいアメリカやオーストラリアなどを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は5,563億円失われ、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3,000戸の農家の営農が困難になるばかりではなく、17万人の雇用が消失するなど、その経済的影響額は2兆1,000億円を超えると試算されており、このほかに漁業生産額にも500億円を超える影響が予想され、地域社会の崩壊さえ懸念されている。

よって、国においては、食糧自給率の向上や食料安定保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、時期尚早と言われているTPP交渉への参加を行わないよう、次の事項について強く要望する。

記。

1、関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加を行わないこと。

2、EPA・FTA等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年11月26日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 発議第14号TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

**◎日程第11 発議第15号 メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土
訪問に抗議を求める意見書**

○議長（村山修一君） 日程第11 発議第15号メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 発議第15号メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13号の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、鹿又政義。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく坂本志郎、同じく高島譲二。

メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、1855年「日魯通好条約」によって、日露両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定め、以来、我が国領土となっている。1945年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確にしたにもかかわらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、1951年に関係国との間で締結された「サンフランシスコ平和条約」においては、我が国が放棄した千島列島には択捉島などの北方四島は含まれておらず、我が国固有の領土であることは歴史的な

事実である。

1993年に細川総理がエリツィン・ロシア大統領とともに署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的、法的事実に基づき、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する、との交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針である。

このたびのメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものである。

よって、国においては、このたびの我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意を持って断固抗議するとともに、今後ともロシア政府首脳が北方領土を訪問しないよう強く求める。また、北方領土問題の一日も早い解決に向けて我が国とロシア政府とが公正な解決に向けた本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年11月26日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 発議第15号メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員